

令和 4 年度 宮崎支部事業計画（案）

※新規事業については **新** 改善事項については **改** を明記

※事業計画内のマル囲みの数字については、令和 4 年度 医療費適正化予算及び保健事業予算整理表に対応

※令和 4 年度事業計画（案）より、「全国健康保険協会の令和 2 年度業務実績に関する評価の基準」を踏まえ、国の施策に関係（寄与）する項目には、「重要度：高」、使命、現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化との関係から、困難度が高いと合理的に判断できる項目には、「困難度：高」である旨とその理由を記載

令和 4 年 1 月 19 日

令和 4 年度事業計画（宮崎支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽ宮崎支部は約 40 万人の加入者、約 20,000 事業所の事業主からなる県内最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、支部評議会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査結果に基づき、CS 向上委員会を中心にお客様サービス水準の向上に向けた取り組みを推進する。 <p>また、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見出し、迅速に対応する。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限度額適用認定証の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに医療機関等の申請書の配置などにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 ○ 現金給付の適正化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化 P T を効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。 ○ 効果的なレセプト内容点検の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト 1 件当たり査定額の向上に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする <ul style="list-style-type: none"> （※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする <ul style="list-style-type: none"> ○ 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順書による審査を徹底する。 ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p style="text-align: center;">■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>○ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整（※1）の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 ・任意継続の保険証未返納者に対し、一次催告時に電話催告を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする <li style="padding-left: 2em;">②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
--	--

○ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする

○ オンライン資格確認の円滑な実施 ③

新

- ・マイナンバーの保険証利用促進を図るため、支部広報誌、ラジオコマーシャル、新聞広告、フリーペーパー、メールマガジン等を活用した集中的な広報を行う。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

○ 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>○ 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>Ⅰ) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ⑬</p> <p>【被保険者】 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診については、年次案内および新規適用事業所、新規任意継続被保険者への随時案内を行う。 ・健診実施機関拡大に向けた広報、公募を行うとともに、生活習慣病予防健診実施機関との受診勧奨委託契約をもとに、事業所への健診受診勧奨を行う。 ・事業者健診データ取得については、支部や委託先から同意書提出済事業所へのデータ提供依頼及び同意書未提出事業所への勧奨を行う。また健診機関による積極的な取得勧奨を依頼し、取得数の拡大を図る。 <p>【被扶養者】 ⑦ ⑫ ⑭ ⑮ ⑯ 新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビコマーシャルやInstagramを活用した広報や、新規資格取得者への受診券送付、また、受診傾向や地域の実情に応じた効果的な勧奨を行う。 ・各地域またはショッピングモール等での集団健診に併せて、協定等を基にした自治体がん検診との同時実施を推進する。また市町村国保の特定健診会場で協会けんぽの特定健診を同時に行う。 <p>改</p> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：162,650人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 62.7%（実施見込者数：102,000人） ・事業者健診データ 取得率 8.3%（取得見込者数：13,500人）

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被扶養者（実施対象者数：38,898人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 30.8%（実施見込者数：12,000人） ■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 62.7%以上とする <ul style="list-style-type: none"> ② 事業者健診データ取得率を 8.3%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を 30.8%以上とする <p>II) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>【被保険者】 ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部直営による訪問や来所、Zoom を活用した特定保健指導を行う。 (改) ・ 健診機関及び専門機関（ICTや継続支援）への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図る。また、幹部職員による健診機関への訪問や特定保健指導委託機関との合同研修を通して委託機関の拡大や体制整備等の依頼を行う。 (改) ・ 事業所に対して、特定保健指導が実施できる健診機関で受診する場合は、健診と保健指導を併せて申し込むよう働きかけ、保健指導実施率の更なる推進を図る。 (新) <p>【被扶養者】 ㉒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用券の発券と未利用者への勧奨を実施する。また委託機関による初回面談の分割実施及び支部保健師による実施を推進する。 (改) <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQ O Lの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があること、また、当支部の地域性である保健指導の体制の整った健診機関が少ない点を考慮すると、目標を達成することは極めて困難である。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：23,678 人） ・ 特定保健指導 実施率 34.4%（実施見込者数：8,145 人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,128 人） ・ 特定保健指導 実施率 16.8%（実施見込者数：189 人） ■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 34.4%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 16.8%以上とする <p>Ⅲ) 重症化予防対策の推進 ⑳㉑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書や電話による要受診者への受診勧奨を行う。また健診当日に血圧高値者へ健診機関による受診勧奨を行う。 ・ 支部で抽出した糖尿病性腎症者を含む慢性腎臓病（CKD）のリスクのある者への受診勧奨を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000 人 ■ KPI：受診勧奨後、3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする <p>iv) コラボヘルスの推進 ㉒㉓㉔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関及び経済団体等と連携し、健康宣言事業所数の更なる拡大を図る。 ・ 支部で作成した「取組事例集」の配布により、健康宣言事業所の拡大及び取組の活性化を図る。 ・ 健康宣言事業所に対する健康づくりの支援を行う。 <p>健康に関する情報冊子の配布 年度ごとの「健康度レポート」提供 健康器具の貸出し 宮崎県と連携した県保健師のサポート及び支部保健師によるサポート 健康経営オンラインセミナー開催</p>
--	--

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コロナヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコロナヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 590 事業所以上とする

v) その他保健事業 ⑳

- ・35 歳で初めて生活習慣病予防健診を受診した喫煙者へ禁煙勧奨チラシを送付し、禁煙への動機づけを行う。

新

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ④ ⑤ ⑥

- ・支部広報誌、新聞広告、テレビコマーシャル、フリーペーパー、ホームページ、メールマガジン等を活用したタイムリーな広報を行う。
- ・健康保険委員研修を開催する。
- ・健康保険委員表彰を行う。
- ・文書、電話、訪問等による健康保険委員委嘱者数の拡大を図る。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.5%以上とする

○ ジェネリック医薬品の使用促進 ① ②

- ・調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等の県内平均と比較した「見える化ツール」を活用し、医療機関や薬局関係者に対して働きかける。
- ・県内調剤薬局に対する地域の処方実績を示した「医薬品実績リスト」及び統計資料を配布する。
- ・宮崎市と連携し、乳幼児（0～4 歳）を対象に、ジェネリック医薬品使用促進成りフレットを配布する。
- ・地域ごとのジェネリック医薬品使用状況分析結果等を、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会・保険者協議会等において発信する。
- ・支部広報誌、ホームページ、メールマガジン等による加入者への啓発を目的とした広報を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80% 以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤 <p>○ インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施結果の検証による、重点施策への反映を図る。 ・支部広報誌、新聞、メールマガジン等を活用した丁寧な周知広報を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>○ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び保険者協議会と連携し、地域医療構想調整会議における積極的な意見発信を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等による加入者や事業主への情報提供を行う。 ・宮崎県地域医療構想調整会議、医療費適正化策定委員会及び国民健康保険運営協議会における、他被用者保険者と連携した積極的な意見発信を行う。 ・宮崎県の健康長寿社会づくり推進会議、後期高齢者医療広域連合運営懇話会及び宮崎労働局の働き方改革推進会議における積極的な意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・本部が開催する統計分析研修へ積極的に参加する。 ・看護大学、アドバイザーとの共同研究を推進する。 ・共同研究結果の各種学会や調査研究報告書等による積極的な意見発信を行う。 ・調剤だけでなく、医科および DPC を含めたジェネリック医薬品の分析を行う。 新
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事評価制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切な実施による、実績や能力本位の人事を推進する。 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を通じた職場における人材育成（OJT）と、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）により、必要とされる知識、スキルの定着及び向上を図る。 ・支部主催の研修計画を策定、実施することによる職員の能力及びモチベーション向上を図る。 ○ 支部業績評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支部長、部長による事業進捗ヒアリングを実施し、事業の進捗管理等を徹底し支部業績の向上を図る。 ○ リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。 加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

- コンプライアンスの徹底
 - ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について職員研修等を通じてその徹底を図る。

- 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - ・入札方式を適正に選択することで、経費削減を図るとともに、ホームページに必要な調達結果を公表し透明性の確保を図る。
 - ・調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対する聞き取り調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。
 - ・消耗品の在庫管理を行い、Web 発注による経費節減を図る。
 - ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料金の削減等に努める。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする